

平成 30 年 度

事業計画

目 次

日本赤十字社千葉県支部事業体系（平成30年度）	2
第1 災害救護体制の充実・強化	4
1 救護班の編成と研修	4
2 災害救護訓練	4
3 こころのケア研修	5
4 赤十字防災セミナーの実施	5
5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄	5
6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給	7
7 義援金の募集	7
8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化	7
第2 国際活動の充実	8
1 途上国等に対する支援	8
2 国際救援要員の養成	8
3 海外救援金（寄付金）の募集	9
4 安否調査	9
第3 医療事業の充実	10
1 病院運営の健全化	10
2 医療提供体制の充実	11
3 患者サービスの向上	12
4 医療社会事業の推進	13
5 広報活動の強化	14
6 訪問看護ステーションの充実	14
第4 看護師の養成	16
1 赤十字看護師養成のための修学支援	16
2 救護看護師の養成	16
3 県内看護大学生の災害看護教育への協力	16
第5 血液事業の推進	17
1 輸血用血液製剤の安全性確保	17
2 輸血用血液製剤の供給事業	17
3 献血受け入れ事業	18
4 適正な事業運営	20
5 骨髄バンクドナー登録事業	21
第6 健康・安全のための知識・技術の普及	22
1 赤十字救急法等講習の開催	22
2 講習普及体制の充実・強化	23
3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催及び協力	23
第7 赤十字奉仕団による活動	25
1 防災・減災活動	25

2	地域の人々の健康と安全を守るための活動	25
3	赤十字思想の普及と組織強化のための活動	26
4	赤十字事業に協力する活動	27
5	奉仕団活動推進と各奉仕団・支部との連携のための会議の開催	27
6	千葉県赤十字奉仕団創設 70 周年記念大会の開催	27
第 8	青少年赤十字の活動	29
1	学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及	29
2	学校現場の実情に即した常時活動の充実・定着	30
3	事業実施体制の強化	31
第 9	義肢製作所の運営	32
1	利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み	32
2	赤十字ならではのサービス活動	32
3	最新情報による知識と適合技術の向上	32
4	利用者の拡大	33
5	障がい者福祉活動の理解促進	33
6	事故防止体制の徹底	33
第 10	赤十字精神と社旨の普及	34
1	運動月間等における広報活動	34
2	年間を通じた広報・企画	34
3	赤十字活動資金の募集	36
4	企業との協働活動の取り組み強化	36
5	千葉県赤十字有功会による支援強化	36
第 11	地域における赤十字活動	38
1	地域のニーズに即した赤十字活動の推進	38
2	地域における赤十字活動実施のための基盤強化	38
第 12	事業推進のための会議と事業を担う人材の育成	40
1	評議員会	40
2	参与会議	40
3	研修会の開催	41
第 13	収支予算の概要	42
1	一般会計	42
2	医療施設特別会計	44

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する7つの基本原則にしたがって行動します。

- 人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
- 公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
- 中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
- 独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
- 奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
- 単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
- 世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。

取り組みの柱



主な取り組みとめざす方向

- ・救護員研修会や資機材習熟訓練等により、救護員の知識と技術の向上を図る。
- ・支部災害対策本部設置運営訓練や日赤災害医療コーディネイトチームによる検討会等により、コーディネイト体制の強化を図る。
- ・他団体が主催する訓練や研修会に積極的に参加し、関係機関との連携強化を図る。
- ・千葉県災害ボランティアセンター連絡会との連携を強化し、千葉県における災害ボランティア体制の確立に寄与する。
- ・地域住民、企業等を対象に赤十字防災セミナーを開催し、自助・共助の向上に寄与する。

- ・カンボジア地雷犠牲者救援事業及びモンゴル組織基盤事業に対し資金援助を行う。
- ・カンボジア・ミャンマー及び東ティモール救急法普及支援事業、ネパール及びバヌアツの青少年赤十字支援事業に対し資金援助を行う。
- ・人的支援に貢献するため国際救護要員(職員)を養成するとともに、既に国際救護要員である職員を国際医療拠点病院が主催する研修会に参加させスキルアップを図る。

- ・経営基盤の安定強化を図るとともに、職場環境の充実、人材の確保と育成に努める。
- ・高度医療の推進に取り組むとともに、救急医療の強化と地域医療連携の推進に努める。
- ・安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進する。
- ・医療救援活動の充実強化と保健衛生活動の推進による健康増進活動に努める。
- ・ホームページの利便性の向上とSNSの活用による積極的な情報発信と地域に密着した広報活動を実施する。
- ・「地域に根ざした訪問看護」を実践する。

- ・災害救護、国際救援活動など広く社会貢献できる赤十字看護師の養成を目指す。
- ・日本赤十字学園の看護大学生への奨学金制度による修学支援を行う。
- ・県内看護大学生への災害看護教育の協力

- ・輸血用血液製剤の動向等を的確に把握し需要予測の精度向上を図り、医療機関の需要に対し広域需給管理による安定供給に努めるとともに、血液製剤の適正使用を促進する。
- ・成分献血及び400mL献血を中心とした献血者の受入に対する県民の理解と協力を得るとともに、県・市町村並びに献血推進団体等と連携のもと、必要な血液量の確保に努める。
- ・献血者の安全を確保するため採血副作用や献血者事故の防止に努めるとともに、献血者が安心して快適に献血のできる受入環境の改善・整備を図る。
- ・各種献血イベントの開催、SNSによる情報発信や広報媒体を有効活用することにより、若年層への普及啓発、新規献血者の確保、複数回献血の促進など積極的な献血啓発活動を推進する。
- ・法令の遵守、インシデントレポートシステムの運用とともに、財政面では、より一層の費用削減や業務の効率化を図り、適正な事業運営に努める。

- ・自治会や町内会での地域力向上、学校での児童・生徒への安全教育、企業での研修など要望にあわせた講習会を開催する。
- ・講習普及の担い手である指導員を養成し、指導員への定期的な研修を行うことで講習普及体制の充実・強化を図る。
- ・地域の安心・安全な社会づくりを目指し、日々の生活における事故防止の意識を高めることを目的に、楽しみながら、いざという時に活かせる一次救命処置及び応急手当の知識と技術の向上を図る機会とするため、「赤十字救急法フェスタ」を開催する。

- ・災害に強い地域作りに貢献するため、広く県民に対して自助・共助の理解と普及に努める。
- ・各赤十字ボランティア及び青少年赤十字と協働し、住民が健康で安全に暮らせる地域を目指す。
- ・奉仕団活動を通じて赤十字思想の普及に努め、赤十字事業推進の基盤である会員増強・活動資金の募集及び、赤十字奉仕団員の増強を図る。
- ・活動の中核となるリーダーの育成に努め、組織の強化を図る。

- ・青少年赤十字指導者(教職員)の理解促進を図るための各種研修会を開催するとともに、活動情報の共有と関係者間の交流の場の提供に努める。また、防災教育プログラムの活用を推進する。
- ・青少年赤十字未採用校(園)に対する研修機会の提供、機関紙やホームページの活用等の広報活動を通じ、青少年赤十字の普及促進を図る。
- ・学校現場の実情に即した具体的な活動メニューの提供を行い、活動の充実・定着を図る。
- ・メンバー協議会、国際交流派遣事業、国内交流派遣事業等の県・地区行事を開催し、学校での活動との関連付けにより各採用校(園)での活動の充実に努める。
- ・青少年赤十字指導者協議会及び教育行政、関係者間の連携を強化するほか、赤十字ボランティアと協力し円滑な活動の展開のための体制整備・環境整備を行う。

- ・障がいのある方々が安心して利用できるよう修理等の緊急時の対応、利用者の運動能力や生活環境に適した義肢の製作に努める。
- ・高齢等により来所困難な方々への訪問サービスを行うとともに、障がいのある方々へのきめ細やかなサービス活動に取り組む。
- ・常に製作・適合技術の向上に努め、品質の安定化を図る。また、利用者の運動能力や要望に応える製品をつくり、より一層の安心と信頼を提供する施設として取り組む。
- ・ホームページやパンフレットでの広報を行うとともに、タブレットなどを活用し積極的な広報活動に努め、新規利用者の拡大を図る。
- ・見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、赤十字事業への理解を深めるとともに、障がい者への理解を広げる人権教育の場としての取り組みを進める。

- ・年間を通じて、積極的かつ創意的な広報活動を展開するとともに、県民に赤十字活動と活動資金の使途を明確に伝え、継続的な支援と新たな支援者拡大につなげる。
- ・関係者との連携・協力による従来の活動資金募集を実施するとともに、寄付者の利便性に配慮した多様な募集環境の実現を図るための取り組みを行う。
- ・企業が参画可能な赤十字活動メニューを選定・提示し、多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。
- ・有功会員への支部の運営状況等の情報を発信し、更なる支援強化を図る。また、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

- ・地区区分交付金を積極的に活用した地域性を生かした赤十字活動の充実に努めるべく、情報提供等支援を行う。
- ・関係者間の連携強化のため、会議・研修会を開催する。
- ・赤十字活動マニュアル、情報管理システムの活用により、赤十字業務の標準化・効率化を図る。
- ・地区区分業務実査等により、支援者への説明責任を果たせる体制をつくる。

第1 災害救護体制の充実・強化

日本赤十字社の災害救護業務は、医療救護、救援物資の備蓄・配付、災害時の血液製剤の供給、義援金の受付など、災害の発生直後から被災者の自立の見通しが立つまでの間、災害の特性や被災者のニーズ等を踏まえて実施することとされている。

近い将来、発生が予測され、県内に大きな影響を及ぼす可能性のある首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震をはじめ、日本赤十字社が対応計画を策定した南海トラフ地震や東海地震などの大規模災害に対応した救護体制のさらなる充実強化を図るため、救護員の研修及び訓練の実施、救護装備の整備と災害救援物資の備蓄、地域における防災ボランティア体制の充実強化に努めるなど、多種・多様な災害に対し迅速かつ円滑な救護活動や支援活動が実施できるよう備える。

また、大規模災害時における日本赤十字社第2ブロック支部の広域救護・救援体制のさらなる強化を図るとともに、県内の防災関係機関との連携を密にし、地区・分区（市区町村）や各赤十字奉仕団・防災ボランティアの協力を得て、迅速かつ円滑な救護活動が展開できるよう救援体制の確立を図る。

更に、発災直後の応急対応に加え、復旧・復興期における活動や防災減災に対する活動に取り組む。

1 救護班の編成と研修

被災地において医療救護活動を担う救護班を引き続き成田赤十字病院に12個班、血液センターに2個班編成するとともに、成田赤十字病院にDMAT（災害派遣医療チーム）2チームを常備する。

災害救護業務に従事する救護要員（医師・看護師等の医療職のほか、連絡調整員を含む）となる職員を対象に研修会を開催し、救護活動を実施するうえで必要な知識と技術の向上を図る。

また、千葉県支部管内の日赤災害医療コーディネートチームによる検討会を開催し、県保健医療調整本部や支部災害対策本部等におけるコーディネーター等の役割・権限を明確にすることにより、医療救護のコーディネート能力の強化を図る。

- 救護看護師養成研修会
- 救護資機材習熟訓練
- 全国赤十字救護班（日赤DMAT）研修会
- 救護班要員主事研修会
- 日本赤十字社千葉県支部災害医療コーディネート検討会

2 災害救護訓練

支部災害対策本部設置運営訓練を実施し、災害時における本部機能の強化を図るとともに、

大規模災害が発生した際に第2ブロック支部（関東各都県・新潟県・山梨県）が主体となって広域支援活動を円滑に行うことを目的とした、日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練に参加し、広域支援体制の検証を行う。

また、自治体（県・市町村）や防災関係機関が実施する合同防災訓練等に参加し、行政や救出救助機関等へ赤十字が行う災害救護業務への理解を広げるとともに、県内のDMA T等が実施する訓練等に積極的に参加し、他の医療チームとの連携を強化する。

加えて、海上災害発生時の救護活動や防災力向上のため、相互に連携・協力の業務協定を締結している千葉海上保安部と平時からの訓練等を通じ、一層の実働関係の強化を図る。

〔救護訓練等の実施及び参加〕

- 日本赤十字社本社・第2ブロック支部災害救護訓練（茨城県）
- 被災地支部災害救護実施対策本部運営訓練（群馬県）
- 日本赤十字社千葉県支部災害対策本部設置運営訓練
- 第39回九都県市合同防災訓練（千葉県主催）
- 第39回九都県市合同防災訓練（千葉市主催）
- 航空機事故消火救難総合訓練（成田国際空港）
- 千葉県警察本部との合同防災訓練
- 千葉海上保安部との海上多数被災者対応訓練
- 千葉県防災図上訓練
- 成田国際空港エマルゴトレーニング
- 利根川水系総合水防演習（当番県）

3 こころのケア研修

被災者及び救護活動に携わる者自身の「こころのケア」は、救護活動を行ううえで重要な要素であり、活動が円滑に行えるよう救護要員に対し、こころのケア研修を実施する。

4 赤十字防災セミナーの実施

東日本大震災や熊本地震など過去の災害から学んだ知識や教訓を今後の備えとして多くの県民に広めていくために、地域住民や企業を対象に「赤十字防災セミナー」を実施する。

同セミナーでは、地域内の防災上の資源や危険場所、要配慮者の所在地を地図を用いて把握する等、地域住民や企業の自助・共助の力の向上を図る。

5 救護装備の整備と災害救援物資の備蓄

(1) 救護活動体制の充実強化のため必要な装備の計画的な整備を進めており、平成30年度は次の資機材を整備する。これらの装備等は、支部、施設をはじめ9か所の支部拠点倉庫のほか、必要に応じ地区分区倉庫にも保管する。

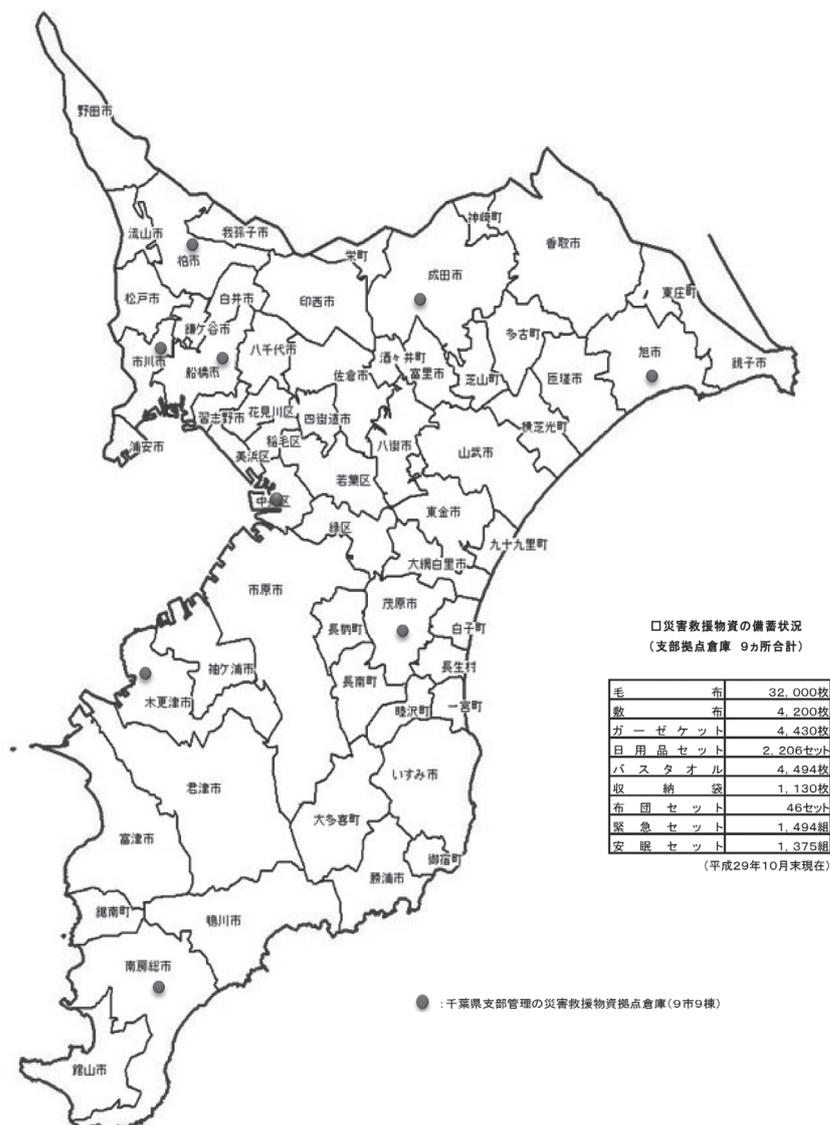
- 救護所関連資材
- 救護員装備
- 拠点倉庫配備資機材
- 地区分区用防災服
- 災害救援車両(更新)
- 災害用移動炊飯器
- 災害時通信機器

(2) 災害救援物資については、9か所の支部拠点倉庫に常備し、適宜点検等を行い被災者への迅速な配付に備える。

また、被災者ニーズや支部を取り巻く情勢に合った物資を備蓄できるように、救援物資の品目の見直しを進め、品目の適正化を図る。

なお、千葉県生活協同組合連合会と災害時輸送協定を締結しており、日頃からの情報交換に努め、一層の関係強化を図る。

千葉県内の支部拠点倉庫



6 火災等被災者への救援物資配付と見舞金の支給

災害救助法が適用されない県内における火災や風水害等の災害に対し、地区・分区を通じて毛布や日用品セットなどの災害救援物資を速やかに配付するとともに、被災者に対して見舞金を支給する。

7 義援金の募集

国内において、災害救助法が適用される大規模災害、またはこれに類する災害が発生し、緊急かつ広範囲に被災者の支援が必要なときは、義援金の募集・受付を行う。なお、寄せられた義援金は、被災都道府県支部または本社に送金し、関係機関の代表者で組織する被災都道府県の義援金配分委員会を通じて被災者に全額配分する。

8 地域における奉仕団・防災ボランティア体制の強化

- (1) 県等の防災計画で期待される赤十字奉仕団の役割や活動について周知を図り、迅速・円滑に救援活動が展開できるよう研修・訓練を実施する。
- (2) 防災ボランティアは、県内7ブロックを単位に体制強化を進めており、活動の中核となる地区リーダーの養成を強化するとともに、地域に根ざした活動を展開する体制として、地区・分区や市町村を単位とする地元社会福祉協議会等と連携した連絡協議会の設置に引き続き取り組む。
- (3) 赤十字防災ボランティアと他のボランティア団体との協力協働体制を強化するため、会議や訓練・行事等への参加を通して、日頃から顔の見える関係づくりに取り組む。
- (4) 災害ボランティアにかかる最新の知見を研修等に導入するため、他団体が主催する研修等に防災ボランティアを積極的に派遣する。

千葉県地域防災計画において赤十字奉仕団に期待されている役割

「赤十字奉仕団の活動は、下表に基づき、救護奉仕・看護奉仕・炊出奉仕・物資配付奉仕・避難誘導奉仕等を行う。このため常に各奉仕団・関係者との緊密な連携を保持するとともに、その他の機関とも綿密な連絡に努める。」

(千葉県地域防災計画抜粋)

千葉県赤十字地域奉仕団…	非常食の炊き出し、給食、義援金の募集、避難所の運営補助（受付、清掃、案内等）、献血の呼びかけ・受付等
千葉県青年赤十字奉仕団…	避難所の運営補助（清掃・案内・乳幼児の世話、障がいを持つ人の介助等）、救援物資の収納管理・配付等
千葉県赤十字安全奉仕団…	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字看護奉仕団…	災害現場又は救護所での医療スタッフの補助・応急手当、巡回診療補助、避難所での運営補助（健康相談・血圧測定等）
千葉県赤十字語学奉仕団…	通訳（診療の補助、各種案内等）、外国人被災者の安否調査等
成田赤十字病院ボランティア会…	外来患者の補助、入院患者の生活介助、院内の案内、清掃等
千葉県赤十字特殊救護奉仕団…	災害現場又は傷病者の救護所での搬送補助・応急手当、無線通信による情報収集、広報、救援物資の搬送及び配付等
千葉県赤十字安全水泳奉仕団…	避難所での運営補助（救援物資の搬送及び配付等）
千葉県青少年赤十字賛助奉仕団…	避難所の子どもたちに対する遊びや学習の支援等

第2 国際活動の充実

世界各地では、今もなお民族対立や政治経済の混乱などに起因する様々な紛争が生じており、多くの難民や避難民が発生している。また、風水害や地震などの自然災害においても多くの被災者が発生している。

このような状況の中、赤十字の国際救援活動は、赤十字国際委員会及び国際赤十字・赤新月社連盟（以下「国際赤十字」という。）の調整のもと世界的なネットワークにより、緊急救援から長期にわたる人道的なニーズへの取り組みまで、多岐にわたり行われている。

平成30年度も千葉県支部では、国際活動に参加し、資金援助を行うとともに積極的に国際救援要員の養成・派遣を行う。

1 途上国等における支援

カンボジアでは、十数年に及んだ内戦により多くの地雷犠牲者が発生しているため、千葉県支部では平成9年からカンボジア義肢センター運営費への資金援助と、平成28年度より参画した、カンボジア、ミャンマー、東ティモールにて行っている救急法普及支援事業について平成30年度も引き続き資金援助を行う。

また、昨年度に続きネパール及びバヌアツ赤十字社に対する青少年赤十字海外支援事業とモンゴル赤十字社に対する組織強化支援事業に参画し、資金援助等を行う。

- | | |
|----------------------|----------------------|
| (1) カンボジア地雷犠牲者支援事業 | (事業年度：平成9年度～) |
| (2) カンボジア救急法普及支援事業 | (事業年度：平成30年度) |
| (3) ミャンマー救急法普及支援事業 | (事業年度：平成30年度) |
| (4) 東ティモール救急法普及支援事業 | (事業年度：平成30年度～平成31年度) |
| (5) ネパール青少年赤十字海外支援事業 | (事業年度：平成29年度～平成31年度) |
| (6) バヌアツ青少年赤十字海外支援事業 | (事業年度：平成29年度～平成31年度) |
| (7) モンゴル組織強化支援事業 | (連盟事業：平成30年度 単年度) |

2 国際救援要員の養成

※国際医療救援拠点病院等が主催する各種研修会に職員を参加させ、国際救援要員の養成及びスキルアップを図る。

※「国際医療救援拠点病院」

国際救援の人的貢献の拡充を図り、長期にわたり国際活動に従事できる人材を確保し、その経験や知識を蓄積し、併せて緊急救援要請にも応えられるよう、本社は、次の赤十字病院を同拠点病院に指定している。

日本赤十字社医療センター、名古屋第二赤十字病院、大阪赤十字病院、日本赤十字社和歌山医療センター、熊本赤十字病院

3 海外救援金（寄付金）の募集

(1) 海外たすけあいキャンペーンの実施

日本赤十字社ではNHKと共催で、毎年12月1日から25日まで「海外たすけあい」キャンペーンを全国的に展開している。

平成30年度もNHK千葉放送局との協働で地方銀行等金融機関の協力を得て募集を行う。

(2) 海外救援金の募集

海外において、大規模災害や紛争などによる被災者や難民が多数発生し、救援アピールがあった場合は、救援金の募集及び受付を行う。

4 安否調査

ジュネーブ諸条約に基づき、国際赤十字と共同で行方不明者や家族と連絡が取れない人々の所在調査を市区町村の協力のもとに実施する。

第3 医療事業の充実

成田赤十字病院は、地域の皆さまの健康を守ることを第一に、^{*1}三次救急やがん治療等の高度医療を担う県北総地域の中核病院として、地域の消防機関との連携を密にするとともに、地域の医療機関との病診及び病病連携の推進を図る。

また、こころあたたかい医療の実践に努め、「地域に必要とされる」、「地域に信頼される」、「地域に期待される」病院を目指すとともに、赤十字の基本理念である「人道」の精神に基づき、災害救護活動等赤十字本来の使命を果たすよう努める。

1 病院運営の健全化

当院は、赤十字病院としての使命と県北総地域の中核病院としての役割を担うことから、質の高い医療を提供することが求められているが、医師の確保が容易でない現状や、高度医療を提供するために必要となる医療機器整備などにかかる資金の確保、さらには国の進める医療費抑制政策等外部要因の大きな変化により、経営状況は極めて厳しい状況に置かれている。

このことから、病院運営の健全化に向けて、経営手法のひとつであるBSC（バランス・スコアカード）の手法を引き続き用い、外部環境及び内部環境の分析を十分に行ったうえで、医療の質と安全の向上、さらには患者サービスの向上を図り、より一層の効率的かつ効果的な病院運営に努める。

(1) 事業目標

ア 1日あたり患者数、年間患者数

(ア) 入院患者 637人、232,505人

(イ) 外来患者 1,150人、279,450人

イ 患者1人1日あたり診療収益

(ア) 入院診療収益 63,700円（精神除く66,500円）

(イ) 外来診療収益 21,500円

(2) 経営基盤の強化

安全・安心な医療を継続的に提供していくためには、的確な経営分析とその院内共有による収入確保や経費節減に取り組み、経営基盤を強固なものとする必要がある。

そのための取り組みとして、病床の弾力的な運用による有効活用や手術室の効率的運用、退院支援の強化による平均在院日数の短縮、救急患者の受入強化や医療連携の充実による新規患者の受け入れ拡充といった患者数及び診療単価の増加に向けた積極的な取り組みを行い、安定的な収益確保を図る。

また、職員一人ひとりが経営に対する危機意識・改善意識を持ち、一層のコスト削減への取り組みを進め、継続的な費用の削減に努める。

さらに、赤十字病院グループが有する経営資源の有効活用やWEB会議等を活用した迅速かつ積極的な情報共有を行い、経営改善に繋げていく。

(3) 人財の確保と育成

患者だけでなく、職員からも選ばれる病院を目指し、有休休暇の取得推進、時間外労働の削減等を推進し、職員が安全で心身ともに健康的に勤務できる快適な職場環境の充実に努める。

また、人財の確保と計画的かつ効率的な人財の育成に積極的に取り組む。

ア 医師の確保対策

診療の核となる医師を確保するため、医学生・初期臨床研修医対象の病院合同説明会等へ積極的に参加するとともに、各診療科を通じて、千葉大学とのより一層の関係強化を図る。

また、チーム医療の推進や医師事務作業補助の充実により、医師の業務負担軽減を図ることで、働きやすい環境作りを推進し医師確保に繋げる。

イ 看護師の育成と離職防止

赤十字事業の推進者として、赤十字理念に基づいた質の高い看護サービスを提供できるよう、キャリア開発プログラムにより技能向上を図る。

また、継続的に自己研鑽を積むことができる仕組みを提供するとともに、働きやすい環境を整備することで離職防止に努める。

看護体験や臨床実習の受け入れを積極的に行うことで、病院の将来を担う看護師の育成を図る。

2 医療提供体制の充実

千葉県保健医療計画で^{*2}5疾患4事業などの医療連携体制の構築が継続的に進められるなか、当院は県北総地域の中核病院として循環型地域医療連携システムの役割を果たすため、引き続き地域医療提供体制の充実に努める。

また、質の高い医療の提供に努めるため、医療の質評価の推進、チーム医療の推進、防犯体制の強化を含む医療安全対策の推進等に取り組む。

(1) 高度医療の推進

日々、高度化している医療水準に対応すべく、高度で先進的な医療提供を行っていくとともに、患者への負担を軽減させる手術を提供し、高度医療の充実に引き続き取り組んでいく。

また、地域や関係機関に対し当院の機能及び地域医療連携についての理解を促進し、地域医療の機能分化を進め、高度急性期医療を担う病院としての役割を果たすよう努める。

(2) 救急医療の強化

救命救急センターを併設する第三次救急指定病院として、地域の救急医療における役割を果たすべく、「断らない救急」を推進し、地域の消防機関との連携を密に行い、緊急な処置が必要な患者を24時間体制で受け入れるなど、救急患者の受け入れ強化を図る。

(3) 地域医療連携の充実

地域及び患者さまのニーズに応えるため、医師会、歯科医師会及び地域の医療機関との連携を密にし、地域医療の充実に貢献するとともに、診療科単位の地域連携の取り組みを強化し、新入院患者数の増加を図る。

また、後方支援病院の確保や在宅医療への援助などに積極的に取り組み、長期の入院とならないよう退院支援の強化を継続的に実施する。

(4) 中核病院としての機能の充実

病院機能評価の認定が平成31年3月に期間を満了することから、認定更新のための審査を受審する。

これにより、当院の現状を精査、自己評価して具体的な改善目標を明確にし、職員が一体となって更なる医療の質と患者サービスの向上を図り、地域に根ざした中核病院としての更なる信頼を得られるよう努める。

また、国際空港に近接する病院として、2020年のオリンピック・パラリンピックを見据え、外国人が安心して受診できる体制を継続するとともに、外国人患者を対象とした満足度調査を実施し、さらなる体制の強化を図る。

(5) 健診事業の充実

地域の人々の健康を守るため、人間ドックによる疾病の早期発見、健康へのアドバイスをを行うなどの健康増進事業を継続的に推進する。

3 患者サービスの向上

安全で安心、信頼のおける「患者さまから選ばれる病院」を目指した医療の提供を推進する。

(1) 患者満足度の向上

患者満足度調査を定期的実施し、患者さまのニーズを把握することで、診療内容、設備、接遇及び待ち時間等、患者さまが求めるサービスの向上に結び付ける。

ア 診療後の待ち時間の短縮

患者さまが最も不満に感じる「診療後の待ち時間」に対し、待ち時間の更なる短縮のため、事務作業の更なる円滑化を図り、待ち時間の改善に引き続き取り組む。

イ 接遇の向上

患者さまを取り巻く環境とその立場を理解し、職員それぞれがコミュニケーション能力を磨き、接遇の向上のために研修等を行い患者サービスの向上に努める。

4 医療社会事業の推進

国内外での医療救援や保健衛生活動、地域に密着した社会福祉活動等をより積極的に実施し、すべての人々が安心して暮らせる社会づくりに貢献する。

(1) 国内外の医療救援活動

東日本大震災、熊本地震災害の救援活動の経験を踏まえ、災害医療活動が迅速かつ効果的に展開できるよう、県内赤十字施設および防災関係機関との連携を強化し、発生が危惧される首都直下地震（東京湾北部地震）や千葉県東方沖地震等に備え、迅速かつ円滑な救護活動が実施できるよう救護体制の更なる充実強化を図る。

また、必要に応じ海外での災害等へ国際救援要員を派遣するなど、国際活動にも積極的に参加する。

ア 災害救護活動への備え

常備救護班12個班、*³DMA T 2チームによる即応体制を堅持し、医療資機材の整備に万全を期す。

また、千葉県等行政機関及び関係機関等が主催する災害救護訓練、防災訓練等へ積極的に参加するとともに、災害看護師等養成研修会やこころのケア研修会を開催するなど、救護活動に必要な知識と技術の習得に努める。

イ 災害対応能力の強化

災害対応については、災害発生時に救護班等の派遣による後方支援体制の強化を図るとともに、被災者受入訓練を実施し災害拠点病院としての機能強化を図り、事業継続計画（BCP）を基に、自院が被災した場合でも診療機能の早期回復や、円滑に救護活動が展開できるよう備える。

ウ 国際救援活動の充実強化

国外で起こる様々な災害や紛争等に、派遣要請に応じて直ちに職員を派遣できる体制の確立を図る。また、国際救援要員基礎研修会などの各種研修会へ職員を参加させ、国際的な視野を持った職員を育成し、国際救援要員の充実を図る。

(2) 保健衛生活動の推進

保健衛生活動を推進するため、地方自治体が実施する研修会・講習会、相談及び指導等の事業に積極的に参加協力する。

また、地域に開かれた病院として、院内及び地域に出向いた「公開健康講座」を開催し、地元自治体、医師会等と協力して地域の人々への地域貢献活動として健康増進活動を引き続き推進する。

(3) 救急法等講習会の開催

「救急法」「幼児安全法」「健康生活支援講習」の各赤十字講習会を開催し、地域の方々への積極的な参加を求め、その普及に努める。

特に、地域包括ケアシステムの構築が進められるなか、高齢者が自分の健康をどう守

るか、また、介護が必要になった場合に高齢者を支える家族が家庭の中でどのように介護を行うのかを、健康生活支援講習を通じ普及することに努める。

また、心肺蘇生とAED（自動体外式除細動器）を用いた一次救命処置等の知識・技術について、多くの人々に正しく理解してもらい一人でも多くの傷病者を救えるよう、積極的に講習会を開催する。

そのための講習普及を推進する指導員を職員から養成し、講習普及活動の強化を図る。

(4) ボランティア活動の推進

患者さまのニーズにあった魅力ある活動の場を提供できる環境整備に努める。

また、ボランティアとしての誇りと自覚を持った活動を行うために必要な研修を開催するとともに、視察研修会などを通じ、活動の活性化を促進する。

(5) 医療福祉相談活動の強化

院内各部門の連携を密にし、患者さまのニーズを早期に把握できる体制を強化し、疾病を契機に起こる療養上の様々な不安や心配ごとなどに対し、心理的・社会的支援や社会資源の紹介等の充実した相談支援を積極的に行い、早期社会復帰の促進に努める。

また、地域の行政機関及び医療機関、福祉・介護サービス事業所等との連携に努め、自宅退院、転院、施設入所等患者家族のニーズに応じた退院支援を行うとともに、地域包括ケアシステム構築の促進と地域における医療、介護、福祉の充実に努める。

5 広報活動の強化

ホームページの利便性を向上させるとともに、地域とコミュニケーションを図る情報発信として、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などを活用し年間を通じて魅力ある広報活動を実施し、地域の皆さまに当院の役割を理解いただき、地域住民との信頼関係を構築する。

6 訪問看護ステーションの充実

地域包括ケアシステムのなかでは、訪問看護ステーションとしての活動は非常に重要な位置づけとなっており、当院では患者さまの居住する地域のかかりつけ医とケアマネジャーとの連携を密にし、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが出来るよう継続した自宅療養支援を行い「地域に根ざした訪問看護」を引き続き実践する。

[用語解説]

※1 「三次救急」

救急患者が症状の程度に応じて適切な医療が受けられるよう、県の保健医療計画では救急医療体制の体系的な整備が図られている。

三次救急は、心筋梗塞や脳卒中、多発外傷などの生命に危険が及ぶような重症・重篤な救急患者に対する医療であり、当院の役割はこれにあたる。

これに対し、一次救急（初期救急）は、入院や手術を伴わない医療であり、休日夜間急病診療所や、在宅当番医によって行われる。二次救急は、一次救急の後方医療として入院や手術を必要とする救急患者に対処するための医療であり、病院群輪番制により行われている。

※2 「5疾患4（5）事業」

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神の5疾患と、救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療（小児救急医療を含む）の5事業にかかる医療連携体制をいう。

千葉県では、へき地の医療を除く5疾患4事業の医療連携体制の構築を進めている。

※3 「DMAT」

災害派遣医療チーム“Disaster Medical Assistance Team”の略で「ディーマット」と発音する。

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に迅速に駆けつけ、発災直後の救急治療等を行うため、厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チームを指す。

その活動は、災害の急性期（概ね48時間以内）における現場活動、病院支援、広域医療搬送等が主な内容である。

第4 看護師の養成

日本赤十字社では、明治23年から救護看護師の養成を行っている。

当支部では、災害救護活動や国際救援活動などに従事できる幅広い能力と、赤十字の理念である人道を具体的な活動として実践できる豊かな人間性を備えた看護師を養成する。

1 赤十字看護師養成のための修学支援

優秀な看護大学生の修学支援を目的とし「日本赤十字社千葉県支部学校法人日本赤十字学園設置大学看護学生奨学金貸与規程」を設け、卒業後は成田赤十字病院において活躍できる赤十字看護師の確保に努める。

各学年8名計32名に対し、奨学金を貸与する。

2 救護看護師の養成

成田赤十字病院に入職した看護師に対し、赤十字の理念や基本原則に則って、災害時において救護看護師として活動できる幅広い能力を身につけるための研修を実施する。

3 県内看護大学生の災害看護教育への協力

城西国際大学看護学部の災害看護教育に協力し、災害時・緊急時に対応できる知識・技術、態度の習得のため、同学部看護大学生に対して災害看護研修を実施する。

第5 血液事業の推進

献血者の皆さまにいただいた血液は輸血用血液製剤として、がん(悪性新生物)をはじめとした病気の治療や手術などで輸血を必要とする患者さんのもとへお届けしている。

千葉県赤十字血液センターは、年々増加する県内医療機関の輸血用血液製剤の需要に対応するため、日本赤十字社の「平成29 - 31年度事業計画の基本方針及び予算編成の方針」、及び「関東甲信越ブロック血液センターの理念」に基づき、関係法令遵守のもと、献血の意義理解の促進、献血者の安全確保、地域血液センターとしての責務である安全な輸血用血液製剤の安定した供給の実現に努める。

1 輸血用血液製剤の安全性確保

(1) 血液製剤の品質向上と安全対策

医療現場の期待に応える高品質の血液製剤を製造・販売するため、献血の受入・採血から供給に至る各工程で輸血感染症を防止する安全対策を実施するとともに、製品の品質を保証するための体制や仕組み(医薬品品質システム)^{*1}を構築・実践し、GMP^{*2}遵守のための教育訓練を実施する。また、採血、製造、検査、供給、品質保証の各部門が情報を共有・連携してさらなる血液製剤の安全性向上を図る。

(2) 安全で適正な輸血療法の推進

ア 輸血療法にかかる指針や輸血用血液製剤の取り扱いについての全般的注意事項等、医療関係者に対して、適正で安全な輸血療法に必要な情報を提供する。

イ 医療機関の院内輸血療法委員会へ積極的に参加し、情報提供を拡大するとともに輸血医療に関する医療機関ニーズを把握する。

ウ 千葉県合同輸血療法委員会において、血液製剤使用状況や輸血医療にかかる様々な問題点などを共有し、意見交換を図る。

2 輸血用血液製剤の供給事業

(1) 血液製剤の供給体制

千葉県赤十字血液センター、千葉港事業所および鴨川供給出張所の3施設から県内各医療機関へ迅速かつ正確に血液製剤を供給する。

また、医療機関で使用する血液製剤の予約率向上による効率的な配送とともに、緊急要請に柔軟に対応する。

(2) 広域需給管理による安定供給

ブロック血液センターと連携し血液製剤在庫の一元管理により、製品別・血液型別に過不足なく在庫数を確保し一層の安定供給に努める。

特に、有効期間が採血後4日間と短い血小板製剤については、血小板採血調整システ

ム^{*3}の活用により関東甲信越ブロック管内の血小板製剤需要に機動的に対応し必要数の確保と期限切れ回避に努める。

また、災害時にブロック内の安定供給・搬送体制に支障をきたさないよう策定した危機管理マニュアルについては、実効性を検証し継続的に見直しを行う。

(3) 血液製剤の需要と供給計画

近年、県内医療機関の医療体制（新病棟・新規診療科開設）の充実を背景として、血液製剤需要の高い状況が続いている。平成30年度供給計画はこれら近年の状況や血液需要動向調査結果を反映し策定した。年度計画をベースとして半期・四半期・月次・週次の需要予測の精度向上により、血液製剤の安定供給と在庫数の適正化に努める。

平成30年度供給計画(血液製剤)

(単位:200mL換算本数)

製剤名	全血製剤	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤	合計
計画単位数	0単位	313,000単位	115,000単位	386,000単位	814,000単位

3 献血受け入れ事業

(1) 献血者や献血協力団体への協力依頼

ア 県・市町村並びに献血推進団体などとの連携のほか、企業・団体等で開催される会議等をつうじて献血セミナーの開催も含め渉外活動を実施し、献血の現状や必要性について身近に感じていただくことで、献血協力数の増加や新規献血会場の確保に繋げていく。また、献血協賛企業の増加のため、献血サポーターへの参加を推進する。

イ 移動採血と固定施設のそれぞれの特性を活かした取り組みとともに、移動採血と固定施設の連携などをつうじて複数回献血協力へと誘導する。また、需要状況に応じた採血種別の切り換えを依頼し過不足のない献血協力に繋げていく。

ウ 高校・大学・専門学校においても、医療機関の需要が高い400mL献血を主体とした献血を開催し、献血推進2020に基づいた目標（平成32年度までの献血可能人口に対する献血者率を10代で7.0%、20代で8.1%、30代で7.6%とする）に向けて、献血の機会を提供していく。また、若年層が中心構成メンバーである献血団体（学生献血推進協議会等）に主体的な活動を依頼していく。

エ 献血推進ガールや県内メディア、県内スポーツチームと連携しながら、協力団体のSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）・ホームページ・各種広報媒体を通じて情報を発信することで、献血認知度を向上し、新たな献血者層に献血の協力を依頼する。

(2) 献血環境の整備

献血ルームについては、ホームページに献血ルーム紹介動画を掲載し施設へのアクセスを促し献血協力に繋げる。また、初めての方も経験者の方にも安心して快適にご協力いただけるよう、「おもてなしの心」、「感謝の気持ち」で対応に努めるとともに継続的

な献血協力を依頼していく。献血バスでは、屋外で実施している献血会場について屋内の会場を借用し、寒暖差の影響が少ないオープン献血（施設内献血会場）への移行に努める。

なお、検診業務の標準化、効率化及び医師確保に苦慮している状況を解消するため、認定インタビュアー^{*4}を育成・導入し、検診業務を補助することにより検診医の業務量削減とともに献血者の安心と問診の充実を図る。

(3) 献血者の安全対策

献血者の安全を確保するため、事前説明や声掛け等により献血者の不安を払拭し、十分な水分補給や休憩を依頼するとともに全血採血における下肢筋緊張運動^{*5}により採血副作用の未然防止に努める。採血副作用が発生した場合の迅速な対応のため、採血副作用手順に基づく教育訓練を実施する。副作用防止にかかる情報の共有を行い効果的な事例については導入を図る。

(4) 献血登録制度の活用^{*6}

「献血登録制度」のうち、メールによる献血要請・情報配信が可能である複数回献血くらぶ（当血液センターにおける複数回献血クラブの愛称）の推進は、より円滑な献血協力を繋がるとともに、会員の方に有用なサービス提供が可能であることから積極的に新規会員加入を促進する。また、既会員（約 90,000 名）の皆さまに対し献血依頼要請を実施するほか、献血への関心を促すため定期的に献血イベントなどの情報配信を行い、会員のモチベーションを高めながら、固定施設における成分献血予約率^{*7}の向上、継続的な献血協力と年間複数回献血の向上を図る。

一方、医療機関からのまれな血液の需要に対しては、ブロック血液センターで実施の、Rh(-)、CMV(-)及びHLA タイピング済み献血者に対して、献血登録を依頼し、まれ血登録者の増加を図る。また、血液事業本部からの指示のもと、まれ血（I群）のドナー登録と定期的献血の依頼を推進する。

(5) 血液事業の理解促進

ア 献血の必要性について病気やケガのため輸血を受けた患者さんや、そのご家族の感謝の声を伝える等により、血液製剤が患者さんの医療に欠くことのできない善意による貴重なものであることを含め、献血思想の普及啓発を実施する。

イ 患者さんにとってより安全で、医療機関からの需要（ニーズ）の高い400mL献血及び成分献血の必要性について、若年層を中心とする全ての年齢層への周知に努める。

ウ 将来にわたって安定的に献血にご協力いただけるよう、対象年齢に合わせた普及啓発を実施する。

(ア) 千葉県教育委員会協力のもとに実施している高校生向け献血セミナーに継続して取り組み、高等学校からの独自の要請にも柔軟に対応して開催件数の増加を図って行く。また、献血セミナーを開催しない高等学校においても、献血啓発ポスターの

掲示や啓発資料の配布を依頼し、献血認知度の向上に努める。

(イ) 中学生向けの啓発活動については、ブロック血液センター主導による「献血セミナー資材開発事業」に沿って取り組んでいくとともに、日本赤十字社千葉県支部との連携による中学校職場体験の受入等に積極的に取り組み、献血とふれ合う機会の創出に努める。

(ウ) 地元小学校の施設見学「まち探検」の受入や献血体験型イベント「キッズ献血デー」の開催等による小学生を対象とした啓発活動の他、献血キャラクター「けんけつちゃん」とのふれ合いと献血啓発紙芝居による「けんけつちゃんキャラバン隊」の活動、地域や各種団体が主催するイベントへの「けんけつちゃん」の参加等により未就学児層へも献血思想の普及拡大に努める。

(6) 採血計画

平成 30 年度供給計画にもとづき、県内医療機関から需要の高い 400mL 献血、成分献を中心とした採血計画を策定した。

平成 30 年度採血計画

採血区分	全 血 献 血		成 分 献 血		合 計
	4 0 0 mL	2 0 0 mL	血 漿	血 小 板	
計画人数	159,349 人	6,688 人	40,343 人	23,356 人	229,736 人

4 適正な事業運営

(1) 法令の遵守

献血者の安全性確保及び血液製剤の品質向上に向け、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」および「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等の関係法令を遵守しブロック血液センターと一体となって適正な事業運営を行う。

(2) 事業の効率化

平成 25 年度より血液事業で全国的に導入された事業評価の結果に基づき、当センターでは、関係部署と連携のもと「移動採血の 1 稼働当たりの献血者数」の向上により効率化を図る。

(3) 人材育成への取組み

ア 新規人材の確保

事業を適正に実施し組織を安定的に発展させるため、ブロック血液センター及び当血液センターが求める職員像をブロック血液センター及び日本赤十字社千葉県支部と共有する。

イ 既存職員の育成体制充実・強化

職員一人ひとりが、血液事業をはじめとした赤十字の事業を支える能力を身につけ向上していくように、人事交流、ジョブローテーションや各種研修を実施する。

採血業については、キャリア開発ラダー^{※8}の運用により、段階的・体系的な人材育成を行い、均等な教育機会の提供、ライフイベントとキャリアの両立支援に繋げ、スキルに応じた人事交流などを通じて質的向上を促す。

(4) 改善活動の推進

日常業務等において効率性や実効性を意識して改善活動に取り組む。また、改善活動を継続し定着させるため、血液センターに設置した改善委員会において、活動の推進、支援及び評価を行う。

5 骨髄バンクドナー登録事業

白血病等の血液難病の治療に有効な造血幹細胞移植を必要としている患者さんのため、「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供と推進に関する法律」に定められる支援機関として、国、県及び関係機関とともに骨髄バンクドナー登録の必要性の普及啓発を図り、各献血ルーム及び献血並行型登録会などの献血会場において骨髄バンクドナー登録者数の増加に努める。

〔用語解説〕

※1「医薬品品質システム」

高品質な医薬品を医薬品のライフサイクル全期間で有効性・安全性を保証するための継続的なマネジメント・サイクル実施体制（計画（plan）、実行（do）、評価（check）、改善（act）のプロセスを順に実施する仕組み。）

※2「GMP」

「Good Manufacturing Practice」の略称で、「医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理の基準」を指しており、医薬品の製造をする者が守るべき内容を定めたもの。

※3「血小板採血調整システム」

関東甲信越ブロック内の総血小板採血必要数をブロック内で確保していくため、イントラネットに接続したパソコンを利用して、採血依頼に対する血小板採血状況をリアルタイムに把握し、迅速な採血指図変更や採血強化などの対応を実施している。

※4「認定インタビューア」

医師以外の正規職員で検診業務に係る自己学習・座学試験・実地研修の訓練課程を経た者の中から血液事業本部長認定（内部資格）を受けた者に、検診SOP問診判断基準の範囲内で検診業務を補助する制度。

※5「下肢筋緊張運動」

全血献血（400mLと200mL献血）ご協力の方を対象に、採血の前後に下肢筋緊張運動を実施いただいている。この運動は、採血ベッド上で足を交差した状態で足の筋肉に力を入れることと緩めることを繰り返すを行い、全身の血流が良くなり、献血に伴う気分不良やめまいなどの副作用を予防する効果がある。

※6「献血登録制度」

血液の確保が難しい時や、特定の血液を必要とする患者さんが発生したときに確実に医療機関に血液製剤をお届けできるように「電話」、「ハガキ」、「メール（複数回献血くらぶ）」などで献血のお願いをさせていただく制度。

※7「成分献血予約率」

成分献血者における成分献血予約者数の割合。血液センターでは、有効期間が4日間と短い血小板製剤を安定的に患者さんのもとへお届けするため成分献血予約にご協力をお願いしている。

※8「キャリア開発ラダー」

関東甲信越ブロック血液センターで看護師個々の採血業務能力を客観的に評価し、人材育成や人材活用につなげる仕組み。キャリア開発ラダーの構造は、各段階で期待される採血業務や採血業の実践能力を設定している。

第6 健康・安全のための知識・技術の普及

「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、いかなる状況下でも、人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命に基づき、救急法等5つの講習（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）を通して、いのちと健康を守る知識と技術を広く県民に普及し、健康・安全に対する意識の醸成と高揚を図る。

また、災害時における「自助」「共助」の重要性が再認識される中、赤十字救急法等の講習普及が地域防災力の向上にも活かされるよう、地区・分区や奉仕団と協働して地域での講習を積極的に開催する。

1 赤十字救急法等講習の開催

千葉県支部や成田赤十字病院など赤十字施設での開催はもとより、自治会や町内会での地域力向上、学校での児童・生徒への安全教育、企業での研修など要望にあわせた講習会を開催する。

また、平成29年4月1日施行の「千葉県 AED の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」に基づき、他機関と連携し一次救命処置の知識・技術の普及を一層強化する。

(1) 救急法講習の開催

意識障害や呼吸停止、心停止など直ちに手当が必要な傷病者に対する一次救命処置（心肺蘇生、AED を用いた除細動、気道異物除去）、日常生活における事故防止、けがや急病に対する手当などの知識と技術を普及する。また、若年層（児童・生徒）に対して、一次救命処置の知識や技術を普及することで、人命救助の意識を高めるとともに、自らのいのちの大切さを学び、赤十字への理解を深める講習会を開催する。

(2) 水上安全法講習の開催

周囲を海や河川に囲まれ自然水域の豊富な県土にある支部として、水の事故から自他の生命を守るための正しい知識、救助に必要な泳法、溺者救助の方法などを普及する。

(3) 雪上安全法講習の開催

雪上のレジャー・スポーツなどを安全に楽しむため、雪上の事故から生命を守るための知識・技術を身につける雪上安全法救助員継続研修を開催する。

(4) 健康生活支援講習の開催

高齢社会における自身の健康寿命の延伸や地域における高齢者介護に役立つ知識と技術を普及することで、自助及び住み慣れた地域での助け合い（互助）の社会を支援する。

また、被災した高齢者の避難所生活に焦点をあて、高齢者自身やその家族、ボランティアに関わる方々に必要な知識と技術を学ぶ災害時高齢者生活支援講習や、認知症を正しく理解し、地域で認知症高齢者やその家族を支える意識を高めるため、短期講習会を開催する。

(5) 幼児安全法講習の開催

子どもを大切に育てるために、乳幼児期に起こりやすい事故の予防と手当、かかりやすい病気と症状に対する手当などの知識と技術を普及する。

また、地域の子育て支援の一環として、赤十字奉仕団と協力して子育て中の保護者が受講しやすい環境に配慮し、託児付短期講習会（パパとママのための赤十字救急法スクール）を開催する。

2 講習普及体制の充実・強化

講習を効果的に実施するため、指導員の養成や講習資機材の整備など講習指導体制を整える。

(1) 救急法等講習指導員の養成

指導員養成講習を開催し、指導員の養成・確保に努め、指導体制の強化を図る。

ア 救急法指導員養成講習 2回 40名養成

うち1回は千葉県警察官を対象とした救急法指導員養成講習を実施する。

イ 水上安全法指導員Ⅱ養成講習 1回 20名養成

(2) 講習指導員の指導力の強化

指導員研修会等を通して、指導員に必要とされる知識・技術の維持向上、指導力の強化を図る。

3 健康・安全思想の普及を目的としたイベントの開催及び協力

地域の安心・安全な社会づくりを目指し、日々の生活における事故防止の意識を高めることを目的に、楽しみながら、いざという時に活かせる一次救命処置及び応急手当の知識と技術の向上を図る機会とするため、「赤十字救急法フェスタ」を開催する。

また、県内で開催される各種イベント等に参加・協力し、一次救命処置や応急手当、災害時のボランティア活動に役立つ技術を学ぶ体験コーナーなどを展開し、健康・安全のための知識を普及する。

○ 「赤十字救急法フェスタ 2018」の開催

平成30年秋 千葉市内で開催予定

○ 県内イベントへの協力

市民祭り、地域奉仕団一日赤十字、九都県市合同防災訓練、自治会防災訓練等

[平成30年度 救急法等講習計画]

講習名	講習区分	回数	人数
救急法	基礎講習	160	4,800
	救急員養成講習	80	2,000
	短期講習	830	29,000
	資格継続研修	20	400
	小計	1,090	36,200
水上安全法	救助員Ⅰ養成講習	5	100
	救助員Ⅱ養成講習	2	30
	短期講習	10	500
	資格継続研修	4	80
	小計	21	710
雪上安全法	資格継続研修	1	5
	小計	1	5
健康生活支援	支援員養成講習	25	500
	短期講習	100	3,000
	資格継続研修	3	15
	小計	128	3,515
幼児安全法	支援員養成講習	12	240
	短期講習	150	3,000
	資格継続研修	4	40
	小計	166	3,280
	合計	1,406	43,710

- *基礎講習・養成講習…各講習規定に基づく時間により実施。学科と実技の検定を行い、一定の成績を修めた方には、認定証を発行。
- *短期講習……………基礎講習・各養成講習の一部を短時間（概ね2～3時間程度）で実施。
- *資格継続研修……………講習規程に基づく時間により実施。受講により資格（救急法救急員、水上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、雪上安全法救助員Ⅰ・Ⅱ、幼児安全法支援員、健康生活支援講習支援員）を更新する。

第7 赤十字奉仕団による活動

赤十字奉仕団は、赤十字の理念に基づき、地域のニーズに目を向け、みんなが健康で安全に暮らせる住みよい社会をめざし、人道的な使命達成の担い手として活動している。

また、活動にあたっては、先見と創意工夫をもって自主的かつ積極的に取り組んでいる。

加えて、引き続き防災・減災セミナーの開催と団員増強に繋がるよう活動の輪を広げるとともに、活動の中心となるリーダーの養成と活用に力を入れる。

平成30年度は、奉仕団創設70周年を迎えることから、改めて赤十字活動に参加する意義を深め、赤十字活動の発展と推進を図る。

1 防災・減災活動

災害に強く誰もが住みやすい地域づくりに貢献するため、広く県民に対して自助・共助の理解と普及に努める。また、災害発生時のニーズに応えるため、以下の活動を行う。

- (1) 防災・減災セミナーの開催と赤十字防災啓発プログラムの普及
- (2) 非常炊出し等災害時の活動を念頭においた技術の習得
- (3) 九都県市合同防災訓練をはじめ、地域防災計画等に基づいた防災訓練等への参加と平時における各機関・団体との連携構築
- (4) 日常及び災害時の高齢者や障がい者、外国人などの支援

2 地域の人々の健康と安全を守るための活動

住民が健康で安全に暮らせる地域を目指し、各赤十字ボランティア及び青少年赤十字と協力し、以下の活動を行う。

- (1) 救急法等講習会の開催
 - ア 地区・分区、奉仕団などによる講習会の開催促進
 - イ 救急法講習会等における講習指導のサポート
 - ウ 障がい者や外国人を対象とした講習会の開催
- (2) 献血推進活動
 - ア 夏期・冬期特別献血の実施
 - イ 献血バスや献血ルームでの呼びかけ等
 - ウ 若年層への恒常的な献血の普及・啓発活動
- (3) 地域での福祉活動
 - ア 高齢者支援活動モデル地区の指定
 - イ 高齢者訪問支援活動
 - ウ パパとママのための赤十字救急法スクール託児支援
 - エ その他の地域福祉活動

- (4) 青少年赤十字採用校及び地域の学校における防災・福祉学習への支援
 - ア 高齢者疑似体験、車いす体験の実施
 - イ 防災学習への協力
 - ウ 救急法等短期講習の開催
 - エ 着衣泳教室の実施
 - オ 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニングセンター、スタディー・センターへの運営協力
 - カ 指導技術等研修会の開催

(5) 地域の人々のニーズに基づいた活動

- ア 臨時救護等の実施
- イ 医療通訳及び翻訳の実施

(6) *ピア・エデュケーションの手法を用いた啓発活動

*「ピア・エデュケーション」

「ピア (peer)」とは、仲間、同僚、同等の者という意味の言葉で、世代や文化、ライフスタイルなどが同じような特性を持つ者を指し、「ピア・エデュケーション」とは、こうした社会的背景を同じくする立場の近い者同士による教育手法のことを言う。

教育といっても、学校での授業や専門家による指導といった一方的なものではなく、「ピア」として対等な立場で共に学び合うということがピア・エデュケーションの特徴である。

3 赤十字思想の普及と組織強化のための活動

奉仕団活動を通じて、赤十字事業推進の基盤である活動資金募集運動及び赤十字奉仕団員の増強を図り、赤十字思想の普及に努める。また、奉仕団の組織を強化し、リーダーとなる人材を育成するため、以下の活動を行う。

- (1) 各地区・分区における「一日赤十字」などの地域住民を対象とした行事の開催
- (2) 各ブロックにおける「赤十字のつどい」の開催
- (3) 赤十字運動月間キャンペーンへの参加（4月）
- (4) 赤十字奉仕団による活動資金募集活動
- (5) 義援金、救援金の募集活動
- (6) 海外たすけあいキャンペーン（12月）
- (7) 広報活動
 - ア 支部の作成する広報媒体を用いた広報活動
 - イ 奉仕団のホームページの充実とSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）等の活用
 - ウ 各奉仕団における機関紙の発行及び地域広報紙の活用
- (8) 人材育成
 - ア 赤十字奉仕団員としての基礎的な知識・技術を身につける基礎研修会をはじめ活動

の中核を担う団員育成や、各奉仕団のリーダーの育成を目的とした研修会の開催

イ 赤十字奉仕団支部指導講師研修会の開催

ウ 各奉仕団における実践的な団員研修会の開催

○研修内容及び研修修了者の活用を検討するための運営委員会の開催

エ 本社主催の研修会

○赤十字ボランティア・リーダー（地域・特殊・青年赤十字奉仕団員対象）研修会への参加

○赤十字奉仕団支部指導講師研修会への参加

4 赤十字事業に協力する活動

赤十字関係施設において、近隣奉仕団を中心として奉仕活動を実施する。

- (1) チャリティーコイン仕分け、裁縫奉仕、衛生材料作り等
- (2) 献血ルーム及び街頭献血会場における献血の呼びかけや献血者への接遇等
- (3) 成田赤十字病院における患者等支援活動
- (4) 支部主催行事等への参加と協力

5 奉仕団活動推進と各奉仕団・支部との連携のための会議の開催

- (1) 赤十字奉仕団支部委員会の開催
- (2) 地域奉仕団正副委員長・常任委員会議の開催
- (3) 市区町村委員長会議の開催
- (4) 各特別奉仕団委員会の開催
- (5) 運営委員会の開催

6 千葉県赤十字奉仕団創設 70 周年記念大会の開催

平成 30 年 11 月 13 日(火)に千葉県赤十字奉仕団創設 70 周年記念大会を開催することとし、奉仕団創設の原点に立ち返り赤十字活動に参加する意義を深めるとともに、県下の赤十字奉仕団が一堂に会し、アイデアを出し合い、一致団結して取り組むことにより、奉仕団同士の結束を強化し、団員の増強並びに活動の活性化を一層推進する。

また、赤十字奉仕団の活動を県民に伝え、多くの県民の奉仕団活動への参画を促し、赤十字の輪が広がるよう、新たな活動の発展と推進を図る。

赤十字奉仕団員の信条

- 一、すべての人人のしあわせをねがい、陰の力となって、人人に奉仕する。
- 一、常に、くふうして、人人のために、よりよい奉仕ができるよう努める。
- 一、身近な奉仕をひろげ、すべての人人と手をつないで、世界の平和につくす。

(赤十字奉仕団規則第2条)

千葉県赤十字奉仕団

1 地域奉仕団

市区町村単位で組織し「人道の精神」のもと、地域のニーズを探り、より良い地域社会をめざす活動を展開する。

2 特別奉仕団

(1) 青年奉仕団

18歳から35歳までの団員で構成され、赤十字事業に協力するほか、独自に防災・減災活動などに取り組んでいる。

(2) 特殊奉仕団

① 安全奉仕団

赤十字救急法等講習会のボランティア指導員として、講習普及に努める。

② 看護奉仕団

看護師資格者で構成し、看護技術等を活かし、健康相談や臨時救護活動を展開する。

③ 語学奉仕団

語学力を活かし、通訳や翻訳活動で外国人の命と健康、尊厳を守る活動を展開する。

④ 成田赤十字病院ボランティア会

成田赤十字病院を活動の場として、入院患者及び外来患者等に対して心の安らぎを与える活動を推進する。

⑤ 特殊救護奉仕団

無線通信等の特殊技術と併せ持つ救急法の技術を活かし、有事の際の情報収集・伝達等機動的な救護活動を展開する。

⑥ 安全水泳奉仕団

水の事故から生命を守るための知識・技術等の普及に努める。

⑦ 青少年赤十字賛助奉仕団

青少年赤十字の元指導者（教職員）で構成し、青少年赤十字指導者協議会と連携協力して青少年赤十字活動を普及推進する。

* 「共通活動項目」

- ① 少子高齢社会に対応した地域老人福祉活動または児童の健全育成活動
- ② 非常災害に対する防災、救助活動
- ③ 赤十字思想の普及及び活動資金増強に対する支援対策

第8 青少年赤十字の活動

青少年赤十字は、赤十字の精神に基づき、学校や地域における日常生活の中での実践活動を通じて、園児・児童・生徒が望ましい人格と精神を自ら形成することを目的として、幅広い教育支援を展開することにより、「生きる力」の育成に貢献し、青少年の健全育成支援を行っている。

平成30年度は、採用校（園）における青少年赤十字活動の活性化を図るため、千葉県青少年赤十字指導者協議会と連携し、指導体制及び教材・資材を充実させ、3つの実践目標である「健康・安全」、「奉仕」、「国際理解・親善」の具体的な活動並びに赤十字諸原則の学習と国際人道法の理解を促進する。

また、未採用校（園）を含めた県内の幼稚園・保育園から高等学校に対して、防災教育教材をはじめとするニーズに応じた青少年赤十字の教材や資材の提供、赤十字ボランティア等による人材の派遣を通じて教育現場の支援を行うことにより、青少年赤十字の理解の促進と普及を図る。

さらに、県・千葉市教育委員会等の教育関係者との連携を強化し、事業の円滑な実施体制の構築に努める。

青少年赤十字の3つの実践目標

- (1) 健康・安全……………生命と健康を大切にする。
- (2) 奉 仕……………社会や人のために尽くす責任を自覚し、実行する。
- (3) 国際理解・親善……………広く世界の青少年を知り、仲良く助け合う精神を養う。

青少年赤十字の態度目標

- (1) 気 づ き……………注意深い生活を心がける習慣を養う。
- (2) 考 え……………社会の問題やニーズに気づき、その原因と解決のための道筋や方法を考える。
- (3) 実行する……………問題解決のために具体的な活動を実行する。

1 学校関係者の理解促進と青少年赤十字活動の普及

(1) 指導者（教職員）の青少年赤十字への理解促進

採用校及び各地区における人材の育成と活用を図るため、青少年赤十字指導者を対象とした研修会等を充実させる。

また、学校や指導者に対して青少年赤十字関連教材の提供や活用方法の紹介を通じて青少年赤十字活動の普及と充実に努める。

(2) 活動情報の提供と関係者間の交流の機会の提供

県内の青少年赤十字メンバー及び指導者が一堂に会する「千葉県青少年赤十字大会（つどい）」を開催し、各採用校における取組みの共有と関係者間の交流を行うことにより、青少年赤十字活動の促進に繋げる。

また、同世代の青少年赤十字メンバー相互の活動報告及び意見交換の機会として、メンバー協議会・交流会の開催を支援する。

(3) 未採用校関係者への情報提供

学校運営や学級経営に役立つ技術や教材に関する教職員の階層別（年齢、役職等）の研修会等を開催し、広く学校の支援と情報提供を行うことにより、関係者の理解促進を図る。

(4) 広報活動の強化

活動情報の共有による青少年赤十字活動の活性化と、学校関係者、県民に対する青少年赤十字活動への理解促進のため、機関紙やホームページと併せ、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）等を活用し、積極的な情報提供に努める。

2 学校現場の実情に即した常時活動の充実・定着

(1) 活動メニュー・活動機会の提供

赤十字の理念と事業により蓄積された資材、人材、ノウハウを活用し、学校現場で必要とされる学習資料、活動プログラム等を提供する。

また、各赤十字ボランティアとの連携による人材派遣を通じて、救急法等講習会（健康安全プログラム）、奉仕活動・福祉体験学習の促進、一円玉募金の推奨等を行い、青少年赤十字の三つの実践目標の具体的な活動を支援する。

(2) 児童・生徒を対象とした学習機会の提供

各学校（園）においてリーダーシップを発揮するメンバーを育てるため、各地区で開催される児童・生徒を対象とした青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センターの開催を支援するほか、各地区メンバー協議会等の開催を支援し、メンバー及び指導者間の交流を促進する。

また、県青少年赤十字スタディー・センターを開催するほか、本社主催各種研修会等へのメンバーの派遣、支部・病院・血液センターでの児童・生徒の受け入れ等体験学習の機会の提供及び講師の派遣を行う。

(3) 防災教育への支援

災害から命を守るための知識や技術と、自ら行動する意識を育むことを目的として、防災教育関連資材とその活用例等を広く周知するとともに、講師の派遣等を通じて普及を図る。

(4) 国内外への青少年赤十字メンバーの派遣及び受入れ事業

青少年赤十字の実践目標の1つである「国際理解・親善」の具体的な活動として、海

外へ中学生・高校生メンバー及び指導者を派遣するほか、日本赤十字社による国際交流集会等の機会に合わせ、海外の青少年赤十字メンバーの受け入れを行い、交流を実施する。

また、日本赤十字社に関連のある地を訪ね、赤十字への理解を深めるとともに、他県の青少年赤十字メンバーとの交流を図るため、小学生メンバー及び指導者を他県へ派遣するとともに、他県からの青少年赤十字メンバー及び指導者並びに青少年赤十字関係者の受け入れを行う。

3 事業実施体制の強化

(1) 青少年赤十字の研究促進

採用校（園）における青少年赤十字活動の充実を図るとともに、未採用校（園）への啓発に努めるほか、青少年赤十字の普及を目的に、県内青少年赤十字採用校（園）から青少年赤十字研究推進校を指定し、青少年赤十字活動の研究促進を図り、研究の成果を公開する。

(2) 関係機関との連携強化

青少年赤十字指導者協議会と連携し、千葉県教育委員会・千葉市教育委員会の理解と協力を得て、青少年赤十字の普及と啓発及び事業の円滑な運営を図るほか、学校現場のニーズに即した活動や学習の機会の提供に努める。

また、各種赤十字奉仕団と青少年赤十字の組織との連携強化を図るため、青少年赤十字・赤十字奉仕団連絡協議会の開催を推進する。

第9 義肢製作所の運営

医療技術が日々進歩するなかで求められる^{*1}補装具も^{*2}義肢から^{*2}装具へと需要にも変化が見られ、個々のニーズも多様化してきている。このような状況を踏まえ、身体に障がいのある方々に対して、安心して生活が送れるようより質の高いサービスを提供し、障がいによる日常の不便を軽減し”苦痛を和らげる”ための事業を展開する。

なお、昭和27年の開設以来、義肢の製作を中心に行なってきた経験と技術を活かし、今後も県民の皆様が安心して利用できる当製作所ならではの特徴ある運営を行なっていく。

1 利用者の生活の利便性を向上させるための取り組み

近年利用者の高齢化にともない義肢に使用される部品などにも変化が見られ、機能や性能よりも軽量化や装着しやすさなどが求められてきていることから、運動能力や生活環境に合わせた義肢を提供し、品質の向上を図るとともに利用者の負担軽減に努める。

業務管理などを徹底し、製作・修理期間の短縮に努めることで義肢・装具を必要としている利用者に迅速に製品を供給し、利用者へのサービス向上に努める。

2 赤十字ならではのサービス活動

高齢化などで来所困難な方々が増え、訪問の希望が増加している現状から、自宅や入所施設などへ出向き補装具の修理や調整などを行う訪問相談を引き続き行い、利用者の立場にたったきめ細やかなサービスを提供するよう努める。

また、千葉県障害者相談センター及び千葉市障害者相談センターが実施する出張相談に参加し、遠隔地及び来所困難な方々の利便を図る。

アフターサービス・メンテナンスサービスに重点を置き、その中でも緊急を要する修理などの支援に努め、故障など利用者が不便を強いられている状況を早期に改善し、障がいのある方々が安心してより良い日常生活を送れるよう施設を整備し、最適な補装具を提供する。

3 最新情報による知識と適合技術の向上

職員一人ひとりが常に製作・適合技術の向上に努め、より良い製品を製作するために、品質の安定化を図り、利用者の能力や要望に沿うような製品作りに取り組み、より一層の安心と信頼を提供する施設として取り組む。

利用される方々のために製作に関わる^{*3}義肢装具士は、医療の専門職としてコンプライアンスを厳守するとともに、技術の研鑽と知識の向上に努める。そのため職員一人ひとりが福祉や医療などの情報を敏感に察知し、最新の知識・適合技術の収集・習得に努め、利用者へのサービスの質を上げることで、最良の義肢・装具を提供する。また、OJTにより技術の均一化と製作・適合技術の向上に努めるとともに、作業の効率化を図り、またコスト削減に取り組む。

4 利用者の拡大

新規の利用者を獲得するため、職員の製作能力を高めるとともに、インフォームドコンセントや徹底した補装具の調整・適合により利用者との信頼関係を構築し、継続的な利用につなげる。また、タブレット PC などを活用し、県や市の相談センターや市町村の障がい者支援担当課などに情報提供を行い、義肢・装具の機能向上、利用者の QOL 向上を図る。

ホームページなどを活用した広報活動に努め、市町村の障がい者支援担当課や医療機関などへの認知度を高め、受注獲得に努める。また、医療機関や障がい者施設などへ義肢装具支給制度に関する情報を提供し、障がい者が受けられる支援の情報を提供し、受注獲得に努める。

日本赤十字社が行っている事業としての信頼を他社との差別化につなげ、赤十字の普及とともに利用者の拡大を図る。

5 障がい者福祉活動の理解促進

見学者や小中学生の体験学習などを積極的に受け入れ、義肢製作所の活動を通じて赤十字事業への理解を深め、併せて障がい者への関心と理解を広げる道德教育の場とするとともに、交通事故などの事故防止の啓発に努める。また、医療福祉系の大学や専門学校から実習生を受け入れ、臨床実習の場を提供し医療・福祉教育への貢献と赤十字事業への理解と協力を促す。

6 事故防止体制の徹底

製作した義肢・装具のチェック体制を確立し、利用者が安心して使用し、安全に生活を送れるよう事故防止に努める。

日本赤十字社千葉県支部義肢製作所

赤十字活動の基本である人道の原則に基づき

- 一、私たちは利用される方の立場になり、常に最良の補装具を提供します。
- 一、私たちは利用される方の「希望とほほ笑みある生活」を支えます。
- 一、私たちは「共に生きる」明るい笑顔の街づくりを願い、社会参加を応援する福祉施設として活動します。

[用語解説]

※1 「補装具」

身体の失われた部分を補う義肢など、および機能的欠陥を補助して支持力や運動力を付加する装具などの総称。義肢（義手・義足）・装具・車いす・杖・義眼・補聴器がこれにあたります。

※2 「義肢・装具」

義肢とは切断により四肢の一部を失われた場合に、元の手足の形態または機能を復元するために装着、使用する人工の手足（JIS用語）のことです。大別すると義足・義手に分かれます。また、切断した部位によって細かく名称が分かれます。

装具とは四肢・体幹の機能障害の軽減を目的として使用する補助器具（JIS用語）のことをいいます。上肢や下肢、体幹の働きや動きに障がいのある方が装着して変形の防止、運動の補助などを目的に使用されます。疾患部位や程度、目的別で様々な装具があります。

※3 「義肢装具士」

義肢装具士法で「厚生労働大臣の免許を受けて、義肢装具士の名称を用いて、医師の指示の下に、義肢及び装具の装着部位の採型並びに義肢及び装具の製作及び身体への適合を行うことを業とするものをいう。」と定義されております。

第10 赤十字精神と社旨の普及

日本赤十字社の事業を進展させるうえで、組織の根幹である会員の増強と活動資金の確保は、最も基本的な部分である。

このため、多くの県民の理解と共感を得て赤十字活動への自発的な参加を促進するとともに、活動資金の増強につなげるため、5月・6月の赤十字運動月間に集中的な広報・募集活動を行うほか、年間を通して赤十字の活動情報を積極的に提供する。

1 運動月間等における広報活動

5月・6月の「赤十字運動月間」、12月の「海外たすけあい」キャンペーン期間中は、日本赤十字社がマスメディアの協力を得て、全国的に赤十字に関連するイベント等を実施している。この期間は、支部として広く県民に赤十字を広報する絶好の機会であることから、積極的かつ創意的な広報に取り組み、赤十字の理解者を増やし新たな支援につなげるよう努める。

(1) 赤十字運動月間における広報活動

ア 地区・分区を通じた地域に密着した広報

- (ア) 自治会・町内会用チラシの各戸配布又は回覧による活動計画及び活動報告の周知
- (イ) 地域で開催される活動資金募集説明会等における募集協力者（奉仕者）への周知
- (ウ) 地区・分区や地域奉仕団による、地元メディアや各地域広報誌の活用
- (エ) 各地区・分区における地域開催の各種イベントへの参加
- (オ) 人口減少や高齢化による地域コミュニティの変化に応じた適切な広報活動の推進

イ 支部が行う広報活動

- (ア) 千葉ロッテマリーンズ等との協働による、球場来場者に向けての赤十字活動の広報と周知（デイゲームの1日を赤十字応援デーとして展開）
- (イ) 県民の日ちば
- (ウ) 地方紙への支部活動広告の掲載
- (エ) 地域放送局等を活用した運動月間の周知
- (オ) 「県民だより」への活動・決算報告の掲載（9月号）による周知

(2) 海外たすけあい期間（12月）における広報・募集活動

ア 本社作成資材及びインターネットの活用

イ 奉仕団、青少年赤十字の協力によるイベント・広報・募集活動の実施

2 年間を通じた広報・企画

広報誌やホームページ等の広報媒体を活用し、支部が行う活動の他に、地区・分区及び

赤十字奉仕団が行う活動を積極的かつタイムリーに発信し、情報を広く提供することにより、赤十字への更なる理解と協力を図る。

また、イベント等に参加し、赤十字の事業や活動を知る機会を設け、赤十字への興味と感心を広げ、赤十字への理解促進につなげるよう努める。

(1) 広報媒体による広報活動

日本赤十字社本社及び千葉県支部が保有する広報媒体を活用し、事業や活動を具体的に周知することで、支援者はもとより、広く県民に赤十字を知っていただく広報に努める。

ア 支部広報紙等の定期発行

支部及び地区・分区、赤十字奉仕団が行う県内の赤十字事業・活動を伝える媒体として、広報紙を定期発行し、地区・分区や寄付者、奉仕団員の方々に配布する。

○ 支部広報紙「赤十字 NOW」(年4回)

イ 本社発行月刊紙「赤十字 NEWS」の提供

日本国内及び世界各地の赤十字の活動を伝える本社発行の月刊紙を地区・分区や奉仕団員等へ配布する。

ウ ホームページ等の運用

ホームページを活用し、支部及び地区・分区、奉仕団員等が行う身近な事業や活動を紹介する。

また、SNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)を活用することにより、迅速かつタイムリーに赤十字活動を周知するとともに、若年層を含む幅広い年代に広く赤十字を知っていただくことに努める。

(2) 千葉県赤十字会館「ギャラリー糸杉」を活用した広報活動

見学や体験学習で赤十字会館を訪れる方々に、日本赤十字社が行う事業や活動、千葉県支部が保有する資機材や資料・文献などを展示することで、国際救援活動や災害救護活動等への理解促進を図る。

(3) イベント等による広報活動

県民に広く赤十字の理念や活動を普及させることを目的に、他団体・企業が開催するイベント等に積極的に参加するだけでなく、支部・病院・血液センターの県内施設による子どもたちを対象とした体験型のイベントを開催する。

(4) イメージ戦略による広報活動

公式マスコット・キャラクター「ハートラちゃん」や子ども救護服等の広報資材を積極的に活用し、赤十字マークの露出度を高めるとともに、全世代に赤十字への共感を得られるような広報活動を展開する。

3 赤十字活動資金の募集

自治会及び町内会、協賛委員、地域奉仕団などの理解・協力を得て実施する戸別訪問による個人を対象とした募集や地域奉仕団による地元企業や商店街への訪問による法人を対象とした募集を行うほか、地区・分区の理解を得ながら支部としても協力者の利便性に配慮した多様な募集環境の実現を図るための取り組みを行う。

なお、活動資金募集にあたっては、会員制度の意義や活動資金の使途、活動実績について説明し、理解と支持を得ていくことが重要であり、このことに留意した広報活動を合わせて実施する。

(1) 個人を対象とした募集

- ア 自治会・町内会、協賛委員、地域奉仕団等の協力による戸別訪問での活動資金募集
- イ 公共機関職員、関係施設及びパートナーシップ構築企業における職域での募集拡大
- ウ 口座振替、クレジットカード決済等での活動資金募集の積極的な取り組み
- エ ダイレクトメールによる県民（義援金・救援金寄託者等）への活動資金協力の依頼
- オ 相続財産や遺贈による寄付を増加させるため金融機関（信託銀行、普通銀行）や税理士会などに対し、赤十字への寄付方式の案内を積極的に行う。

(2) 法人を対象とした募集

- ア 赤十字活動や活動資金の使途を明確にした資料を用いた地域奉仕団による企業訪問
- イ 支部職員による企業訪問
- ウ ダイレクトメールによる県内法人への依頼
- エ 県経済界において指導的役割を担っている^{*}経済7団体に対する後援依頼の継続、その他後援団体の開拓

※「経済7団体」

一般社団法人千葉県法人会連合会、千葉県商工会連合会、千葉県中小企業団体中央会、
一般社団法人千葉県経営者協会、千葉県経済同友会、一般社団法人千葉県経済協議会、
一般社団法人千葉県商工会議所連合会（順不同）

4 企業との協働活動の取り組み強化

近年、社会的存在としての企業価値を高めるべく、社会（地域）貢献活動を経営戦略の一つに位置付ける企業が規模の大小を問わず増加している。支部では、企業の社会（地域）貢献活動の受け皿となる事例を提示し、活動資金に限らない多様な形態での赤十字と企業の継続的なパートナーシップの構築・強化に努める。

また、広く企業の赤十字活動への参画を呼びかけるため、マスメディアや企業・支部ホームページによる協働事業の紹介を行う。

5 千葉県赤十字有功会による支援強化

赤十字事業の推進のための安定的な基盤づくりを進めるため、有功章受章者に有功会へ

の加入を勧奨するとともに、講演会やチャリティー行事、会員相互の情報交換等の場を提供し、魅力ある有功会活動を通じて会員の増強に努める。

また、支部の現況などを説明し、赤十字活動資金の協力を積極的に呼びかけ、支部に対する支援強化を図るとともに、会員の赤十字への支援に対する意識の高揚を促す。

日本赤十字社の「会員・協力会員」と財源

日本赤十字社法（昭和 27 年制定）及び同定款では、日本赤十字社に会員及び協力会員を置くとされており、「会員」は年額 2,000 円以上の会費を納めていただき運営に参画する支援者、「協力会員」は、目安として年額 500 円以上をご提供いただく幅広い支援者とされています。

日本赤十字社の主な財源は、会員・協力会員の皆様による資金のほか、任意に寄せられる寄付金があり、これらを総称して「活動資金」と呼んでいます。

日本赤十字社千葉県支部では、県民の皆様には赤十字事業へのご理解をいただいたうえで、会員・協力会員として活動資金へのご協力をお願いしており、国内外で展開されるさまざまな赤十字の事業・活動はこれらの活動資金によって支えられています。

第11 地域における赤十字活動

赤十字活動は、防災・保健・福祉・教育等の各分野において、行政の手の届かない部分を補完し、健康で安全な暮らしやすい地域づくりを目指すものであることから、支部と地区・分区の連携による地域のニーズに即した赤十字活動の推進、活動実施のための基盤強化に努める。

1 地域のニーズに即した赤十字活動の推進

人口規模や年齢構成比等、地域ごとに置かれている状況とニーズが異なることから、地域における赤十字活動実施の主体である各地区・分区がそれぞれのニーズに応じた赤十字活動を展開できるよう、以下の支援を行う。

(1) 地区・分区における赤十字活動展開の支援

各地区・分区がより充実した活動を展開していく契機となるよう、関係会議等で地域における赤十字活動の取り組み事例や課題の共有を行う。

特に、地区・分区が主体となった赤十字活動の一層の推進、赤十字の認知度向上及び支援者増強のため、地区・分区の協力を仰ぎながら、地域の特色に合わせた効果的な赤十字運動実施方法を検討する。

(2) 地区分区交付金の有効活用促進

赤十字活動の財源となる地区分区交付金の有効活用を促すため、各地区・分区に向け、活動にともなう具体的な交付金の活用例について情報提供を行う。

2 地域における赤十字活動実施のための基盤強化

支部、地区・分区間の連携及び赤十字活動に対する関係者の理解が赤十字活動展開の基盤となることから、支部及び各地区・分区間の連携を密にし、赤十字業務の標準化・効率化、適正な活動実施に取り組む。

(1) 支部及び各地区・分区間の連携強化

支部、地区・分区間で赤十字事業に対する方向性を共有し、関係者から事業に対する多くの支持を得られるよう以下の会議及び研修会を開催する。

- 地区・分区長会議 (4月)
- 新任事務委員研修会 (4月)
- 赤十字活動推進会議・研修会 (8月)
- 地区・分区事務委員連絡会議 (平成31年2月)

(2) 赤十字業務の標準化と効率化

赤十字活動マニュアルの活用により地域における各種事業の位置づけを明確にし、関係者の赤十字関連業務に対する理解促進及び負担軽減をはかる。また、情報管理システ

ムを活用し、業務の効率化を図る。

(3) 適正な活動実施

赤十字活動の支援者への説明責任を果たすため、業務の自己点検を各地区・分区に依頼するとともに、地区分区業務実査（15 地区・分区対象）を実施し、赤十字活動を適正に実施する。

第12 事業推進のための会議と事業を担う人材の育成

1 評議員会

各事業の計画、実施状況、予算・決算等について審議するため、評議員会を以下のとおり開催する。

(1) 平成30年6月

ア 平成29年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業報告並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出決算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

(2) 平成31年2月

ア 平成31年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等に関する件

イ その他重要な業務に関する件についての審議

○地区・分区選出評議員	62名		
○支部長選出評議員	9名	計	71名

2 参与会議

各事業の計画及び予算等について意見を聴取するため、参与会議を以下のとおり開催する。

(1) 平成31年1月

ア 平成31年度日本赤十字社千葉県支部（支部・病院・血液センター）事業計画並びに一般会計及び医療施設特別会計歳入歳出予算等についての意見聴取

イ その他必要な活動（業務）の報告など

支部参与	○千葉県防災危機管理部長
	○千葉県健康福祉部長
	○千葉県教育長

3 研修会の開催

赤十字職員としての使命を自覚し、共通の目的、方向性を踏まえながら、県民の信頼に応え、赤十字運動を担える人材を育成することを目的に、3施設（支部・病院・センター）で次の研修を開催する。

また、一部研修については、スケールメリットを活かして第2ブロック支部（関東各都県・新潟県・山梨県）で共同開催する。

(1) 階層別研修

役職・職務階層に必要な知識習得や能力開発を目的に実施する。

ア 新規採用職員研修

イ フォローアップ研修

ウ 中堅職員研修

エ 赤十字研修

オ 国際人道法研修

カ 新任係長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

キ 新任課長級職員研修（日本赤十字社第2ブロック支部共同開催）

ク 課長級職員研修

(2) 職能別・課題別研修等

階層・職種にとらわれず、特定のテーマや課題に関する知識を習得することを目的に実施する。

第13 収支予算の概要

1 一般会計

平成30年度一般会計歳入歳出予算については、764,286千円を計上したが、これは前年度に比べ11,436千円の増、率にして1.5%の増となっている。主な要因については、以下のとおりである。

歳入予算では、支部の基幹的財源である「第1項 社資収入」については、前年度と同額の620,000千円を計上した。

また、「第11項 前年度繰越金」については、近年の決算状況に鑑み、60,000千円を計上した。

歳出予算については、既存事業の見直しを行い、経費の節減に努めるとともに、県民から寄せられる赤十字への期待と要請に応える事業活動を展開するため、限られた財源の重点的かつ効果的な配分に努めた。

「第1項 災害救護事業費」については、「災害からいのちを守る赤十字」としての役割を果たすため、事業が完了した分を含め422千円の微減とし、79,895千円を計上した。

「第2項 社会活動費」については、本年度は千葉県赤十字奉仕団創設70周年を迎えることから記念大会の開催を予定しているため、各種事業経費の見直しを行い節減に努めたが、500千円の増、率にして0.3%の増の167,129千円を計上した。

「第6項 社業振興費」については、県内各地域における赤十字活動を円滑に進めるために導入した支部情報管理システムのうち、地区・分区システムの更新を行うことから、15,654千円の増、率にして16.8%の増の108,886千円を計上した。

また、サイバー攻撃や不正アクセスに対し万全なセキュリティ対策を備えた「全社統合情報システム」の導入が完了したことから、「第12項 総務管理費」については、3,455千円の減、率にして2.6%の減、「第13項 資産取得及び資産管理費」については、1,784千円の減、率にして16.3%の減となった。

平成30年度 一般会計歳入歳出予算総括表

1 歳入

(単位:千円・%)

科 目	平成30年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款				
第1項 社資収入	620,000	620,000	0	-
第2項 委託金等収入	0	0	0	-
第3項 補助金及び交付金収入	107	0	107	-
第5項 繰入金収入	4,000	5,000	△ 1,000	-
第10項 雑収入	80,179	77,850	2,329	3.0
第11項 前年度繰越金	60,000	50,000	10,000	20.0
合 計	764,286	752,850	11,436	1.5

2 歳出

(単位:千円・%)

科 目	平成30年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第1款				
第1項 災害救護事業費	79,895	80,317	△ 422	△ 0.5
第2項 社会活動費	167,129	166,629	500	0.3
第3項 国際活動費	4,408	5,397	△ 989	-
第4項 指定事業地方振興費	50,000	50,000	0	-
第5項 地区分区交付金支出	75,190	75,340	△ 150	△ 0.2
第6項 社業振興費	108,886	93,232	15,654	16.8
第7項 基盤整備交付金・補助金支出	3,096	3,096	0	0.0
第10項 積立金支出	53,334	52,252	1,082	2.1
第12項 総務管理費	127,450	130,905	△ 3,455	△ 2.6
第13項 資産取得及び資産管理費	9,148	10,932	△ 1,784	△ 16.3
第14項 本社送納金支出	81,750	81,750	0	0.0
第15項 予備費	4,000	3,000	1,000	33.3
合 計	764,286	752,850	11,436	1.5

2 医療施設特別会計

平成 30 年度医療施設特別会計収益的収入及び支出予算は、収入総額 22,416,757 千円で前年度比 3.5%の増、支出総額は 22,222,391 千円で 3.5%の増であり、この結果、収支差引額は 194,366 千円の利益を計上した。

収入予算については、総額の 96.2%を占める医業収益を 21,569,974 千円、前年度比 3.9%増と見込んだところである。

平成 27 年度より特に注力している救急患者及び紹介患者の確保対策を更に強化させ、新入院患者数の増加、早期退院の促進、平均在院日数の短縮、病床利用率の向上により増収を見込んだものである。

支出予算については、総額の 96.9%を占める医業費用を 21,522,861 千円、前年度比 3.6%増と見込んだところである。

これは、収益の増収による材料費の増加、また、医師等職員の確保に伴う給与費の増を見込んだものである。

次に、資本的収入及び支出予算は、総額で 1,034,407 千円を計上したが、その主な内容は、医療機器等の整備に 248,005 千円、施設設備等の改修に 268,994 千円、A 棟建設及び医療情報システム等にかかる借入金の元金償還に 384,350 千円である。

なお、その財源については、内部留保金（自己資金）、各種補助金をもって賄うこととしている。

平成30年度 医療施設特別会計歳入歳出予算総括表

1 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成30年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収益				
第1項 医業収益	21,569,974	20,770,067	799,907	3.9
第2項 医業外収益	809,819	847,171	△ 37,352	△ 4.4
第3項 医療社会事業収益	7,760	7,990	△ 230	△ 2.9
第4項 付帯事業収益	29,204	35,834	△ 6,630	△ 18.5
第5項 特別利益	0	0	0	-
合 計	22,416,757	21,661,062	755,695	3.5

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成30年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費用				
第1項 医業費用	21,522,861	20,769,463	753,398	3.6
第2項 医業外費用	406,373	394,055	12,318	3.1
第3項 医療奉仕費用	239,376	238,192	1,184	0.5
第4項 付帯事業費用	38,652	42,621	△ 3,969	△ 9.3
第5項 特別損失	4,163	9,976	△ 5,813	△ 58.3
第6項 法人税等	10,966	7,184	3,782	52.6
第7項 予備費	0	0	0	-
合 計	22,222,391	21,461,491	760,900	3.5

収支差引額 194,366 千円

2 資本的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円・%)

科 目	平成30年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院収入				
第1項 固定負債	242,976	304,621	△ 61,645	△ 20.2
第3項 その他資本収入	791,431	857,264	△ 65,833	△ 7.7
合 計	1,034,407	1,161,885	△ 127,478	△ 11.0

(支 出)

(単位：千円・%)

科 目	平成30年度予算額	前年度予算額	増減額	増減率
第2款 病院費				
第1項 固定資産	516,999	583,050	△ 66,051	△ 11.3
第2項 借入金等償還	517,408	578,835	△ 61,427	△ 10.6
合 計	1,034,407	1,161,885	△ 127,478	△ 11.0

3 予算の積算基礎となる患者数

(単位：人・%)

区 分	平成30年度	前 年 度	増減数	増減率	
入院患者数	年 間	232,505	232,505	0	0.0
	1 日 平 均	637.0	637.0	0	0.0
外来患者数	年 間	279,450	273,618	5,832	2.1
	1 日 平 均	1,150.0	1,126.0	24	2.1

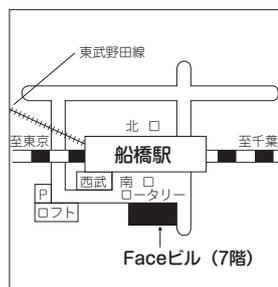
施設一覽

施設名	住所
日本赤十字社千葉県支部	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7531 FAX 043-248-6812
日本赤十字社千葉県支部義肢製作所	〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-7535 FAX 043-241-7586
成田赤十字病院	〒286-8523 成田市飯田町90-1 TEL 0476-22-2311 FAX 0476-22-6477
千葉県赤十字血液センター	〒274-0053 船橋市豊富町690 TEL 047-457-0711 FAX 047-457-7304
千葉県赤十字血液センター千葉港事業所	〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7 TEL 043-241-8331 FAX 043-241-8813
千葉県赤十字血液センター鴨川供給出張所	〒296-0032 鴨川市花房57-3 TEL 04-7099-1611 FAX 04-7099-1613

県内献血ルーム

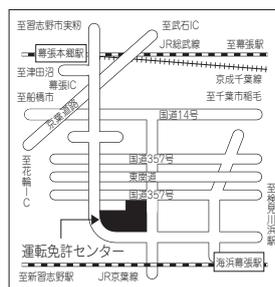
献血ルームフェイス (JR船橋駅南口 Faceビル7階)

※西側入口のエレベーターで7階
〒273-0005
船橋市本町1-3-1
Tel 047-460-0521
Fax 047-460-0522
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



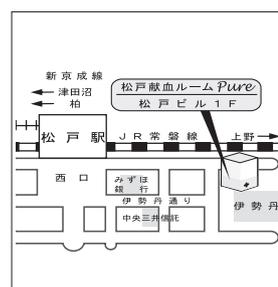
運転免許センター献血ルーム (千葉運転免許 センター内)

※「駐車場」手前の右側
〒261-0025
千葉市美浜区浜田2-1
Tel 043-276-3641
Fax 043-276-3955
受付時間 9:00~13:00
14:00~16:30
(日曜日は16:10)
休日: 土曜日・祝日・年末年始



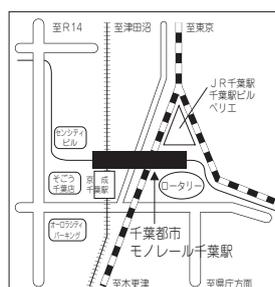
松戸献血ルーム Pure (松戸ビル1階)

※JR松戸駅西口伊勢丹松戸店隣
〒271-0092
松戸市松戸1307-1
Tel 047-703-1006
Fax 047-703-1007
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



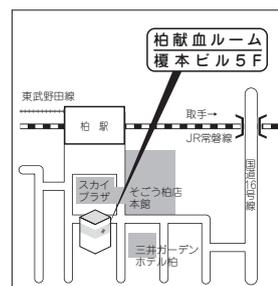
モノレールちば駅献血ルーム (モノレール千葉駅構内)

〒260-0031
千葉市中央区新千葉1-1-1
Tel 043-224-0332
Fax 043-224-0431
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



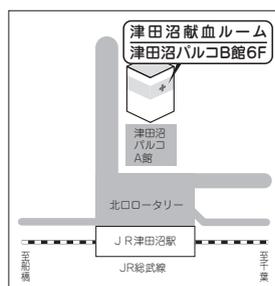
柏献血ルーム (榎本ビル5階)

※入口の右側エレベーターで5階
〒277-0005
柏市柏2-2-3
Tel 04-7167-8050
Fax 04-7163-6045
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



津田沼献血ルーム (津田沼パルコB館6階)

〒274-0825
船橋市前原西2-19-1
Tel 047-493-0322
Fax 047-493-0323
受付時間 10:00~13:00
14:00~17:30
休日: 年末年始



※運転免許センター献血ルームは、全血献血(200mL・400mL)のみの受入。
※各献血ルームの成分献血受付終了時間は午前中は12:00、午後17:00。

案内略図

1 千葉県赤十字会館

・日本赤十字社千葉県支部
 〒260-8509 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-7531 (代)
 FAX 043-248-6812
<http://www.chiba.jrc.or.jp>

・千葉県赤十字血液センター 千葉港事業所
 〒260-8507 千葉市中央区千葉港5-7
 TEL 043-241-8331 (代)
 FAX 043-241-8813

◆ JR千葉駅よりモノレールをご利用の場合は、「千葉みなと」行きにご乗車のうえ「市役所前」で下車ください。

2 成田赤十字病院

・成田赤十字病院
 〒286-8523 成田市飯田町90-1
 TEL 0476-22-2311 (代) FAX 0476-22-6477
<http://www.narita.jrc.or.jp>

JR成田駅、京成成田駅下車
 千葉交通バス5分、日赤前下車
 (成田ニュータウン方面
 宗吾・甚兵衛渡行き利用)

京成公津の杜駅下車徒歩15分

3 千葉県赤十字血液センター

・千葉県赤十字血液センター
 〒274-0053 船橋市豊富町690
 TEL 047-457-0711(代)
 FAX 047-457-7304
 供給FAX 047-457-8397
<http://www.chiba.bc.jrc.or.jp>

